

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで
② 昭和52年7月から同年9月まで
③ 昭和57年4月から58年3月まで

私は、昭和42年3月に国民年金に加入後、60歳で資格を喪失するまで、自分か妻が夫婦二人分の保険料を市役所の集金人に納付していたにもかかわらず、昭和51年度、昭和52年7月から同年9月までの期間、及び昭和57年度の納付記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間であり、前後の期間は納付済みとされている。

また、申立期間②当時、申立人が居住していた市における国民年金保険料の収納は、3か月ごとに当該期分の納付書を送付していたことが確認できるところ、申立期間前後の第1期（4月から6月）及び第3期（10月から12月）が納付済みであり、申立人はその間の第2期（7月から9月）の納付書についても受け取っていたものと考えられる上、申立人は「当時は店の経営は安定しており、保険料を納付できない経済状態ではなかった。」と供述していることから、申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化はなかったことがうかがわれ、申立人が申立期間②のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

2 一方、申立期間①については、申立人は夫婦二人分の保険料を市役所の集金人に納付していたと主張しているが、申立人及びその妻の特殊台帳を見ると、申立期間①の直前の昭和49年10月から50年3月までの保険料は同

年8月18日に、同年4月から51年3月までの保険料は同年9月30日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できる。

また、申立期間③については、申立人は、自宅をA市B町から店の所在する同市C町に移したと供述しているところ、申立人及びその妻の特殊台帳を見ると、住所欄の記載は、B町のままで変更されておらず、住所欄には、「昭和58年11月台帳照合（市町村の名簿との照合時に不在を確認）、59年3月31日時点で『不在被保険者』（転出先不明又は住所不明)」、昭和58年度の適用欄には、「不在納付（住所不明であるが納付）」と記載されていることから、申立人は、転居後に国民年金の住所変更手続を行わず、住所不明の被保険者として取り扱われていたものと考えられ、納付書が自宅に届かず保険料を納付できなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間①及び③については、申立人の妻も未納とされている上、集金人も特定できないことから、申立人が保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。